【仮称】八戸市障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例の骨子（案）

R8.11.20現在

目 的

条例の基本理念、市の責務、事業者・市民の役割を定め、障がいを理由とする差別の解消に向けた施策を定めることにより、障がいのある人も障がいのない人も分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することを目的とする

基 本 理 念

○障がいのある人も障がいのない人も、お互いを理解し、その人格と個性を尊重すること

○市・事業者・市民は、障がいのある人に対する誤解、偏見又は障がいを理由とする差別の多くは、障がい・障がいのある人・障がいの社会モデル(※1)に関する理解不足から生じていることを踏まえ、障がい等に関する理解を深めること

○市・事業者・市民は、社会的障壁(※2)の除去が、障がいの有無に関わらず、市民にとって有益であることを認識し、共生社会の実現に向け相互に協力していくこと

※1「障がいの社会モデル」…障がいのある人が日常生活や社会生活において直面する困難は、障がいのある人個人ではなく、社会に起因するという考え方。

※2「社会的障壁」…障がいのある人にとって日常生活や社会生活を送る上で妨げとなるような社会の事物（例：車椅子で通行し難い段差のある通路）慣行（例：音声のみのアナウンス）等。

市 の 責 務

本条例の基本理念にのっとり、障害者基本法の規定に基づき策定した障害者福祉計画等において、障がいを理由とする差別の解消に向けた施策を定め、これを総合的かつ計画的に実施する

事 業 者 と 市 民 の 役 割

本条例の基本理念にのっとり、市が行う障がいを理由とする差別の解消に向けた施策に協力するよう努める

施策

不 当 な 差 別 的 取 扱 い の 禁 止

市・事業者は、障がいのある人に対して、正当な理由なく、障がいを理由として障がいのない人と異なる不利益な取扱いをしてはならない

合 理 的 配 慮

市・事業者は、事務又は事業を行うに当たり、障がいのある人等から現に社会的障壁の除去について申し出があったときは、社会的障壁を除去するために、過重な負担とならない範囲で、できる対応をしなければならない

環 境 の 整 備

市・事業者は、合理的配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善、設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努める

啓 発

市は、障がい・障がいのある人・障がいの社会モデルに対する事業者・市民の理解を深めるために必要な啓発を行う

相 談 体 制

市は、障がいを理由とする差別に関する相談に対応するため、必要な体制の整備を図る

連 携 及 び 協 力

市は、障がいを理由とする差別の解消に向けた施策を効果的かつ円滑に実施するため、障がいのある人等、障がいのある人の支援に関わる行政機関等、事業者等と連携・協力する